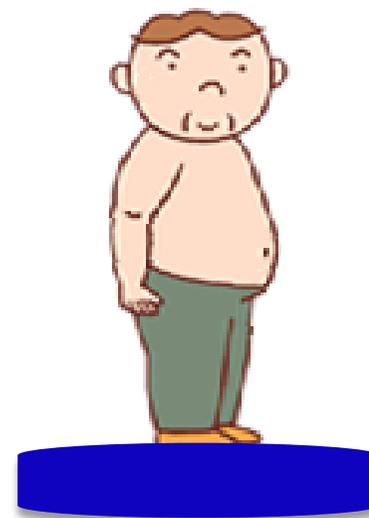


第3期特定健康診査等実施計画について



厚生労働省保険局医療介護連携政策課
データヘルス・医療費適正化対策推進室

高齢者の医療の確保に関する法律 第十八条第一項

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

高齢者の医療の確保に関する法律 第十九条

【平成30年4月1日施行】

(特定健康診査等実施計画)

第十九条 **保険者**（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあっては、市町村。以下この節において同じ。）は、**特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。**

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定健康診査等の**具体的な実施方法**に関する事項
- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する**具体的な目標**
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 **保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。**

特定健康診査等基本指針の構成

① 特定健診・特定保健指導の実施方法

背景及び趣旨

- 第一 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項
 - 一 特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項
 - 1 特定健康診査の基本的考え方
 - 2 特定健康診査の実施に係る留意事項
 - 3 事業者等が行う健康診断との関係
 - 4 その他
 - 二 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項
 - 1 特定保健指導の基本的考え方
 - 2 特定保健指導の実施に係る留意事項
 - 3 事業者等が行う保健指導との関係
 - 4 その他
 - 三 特定健康診査等の実施における個人情報の保護

② 実施計画にて設定する目標値

- 第二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項
 - 一 特定健康診査の実施に係る目標
 - 二 特定保健指導の実施に係る目標
 - 三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

③ 実施計画に記載すべき事項

- 第三 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項
 - 一 達成しようとする目標
 - 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項
 - 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項
 - 四 個人情報の保護に関する事項
 - 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
 - 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
 - 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

第三 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

保険者が特定健康診査等実施計画において定める事項は次の掲げるとおりとし、保険者は、加入者数、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮して、特定健康診査等の効率的かつ効果的な実施に資するよう特定健康診査等実施計画を作成すること。

- 一 達成しようとする目標
- 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項
- 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項
- 四 個人情報保護に関する事項
- 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
- 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
- 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

特定健康診査等実施計画の構成

必要な範囲で(目標設定や実施方法の検討に)、簡潔に

背景・現状等(各保険者の特徴や分布等)

特定健康診査等の実施における基本的な考え方

その他、必要に応じ

序文(はじめに)

- ・メタボ概念の導入
- ・特定健診とは
- ・実施の目的 等々

法19条	特定健康診査等 基本指針	記載すべき事項	主に定めるべき内容
第2項 第二号	第三の一	①達成しようとする目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率に係る目標
第2項 第一号	第三の二	②特定健康診査等の対象者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査等の対象者数(事業者健診の受診者等を除き保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計 ※健診対象者数は保険者として実施する数の把握になるが、保健指導対象者数を推計するためには、保険者で実施せず他からデータを受領する数の把握も必要。
	第三の三	③特定健康診査等の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 ● 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用 ● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法 ● 事業者健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法 ● 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法 ● 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等
第2項 第三号	第三の四	④個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等
第3項	第三の五	⑤特定健康診査等実施計画の公表・周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法 ● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法
第2項 第三号	第三の六	⑥特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方
	第三の七	⑦その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	

特定健康診査等実施計画の構成

第三期特定健康診査等実施計画の策定のポイント

- 第三期からは**6年**1期です
- 構成は第二期までと変わりません
- 第一期・第二期の10年間の実績を踏まえ、より効果的・効率的な運営が求められます
- 特に、特定保健指導の運用が大きく見直されるので、保険者としてどのような運用を行うのか（実績評価の時期をいつ頃とするのか、モデル実施を行うのかetc.）検討が必要です

法19条	特		
第2項 第二号			
第2項 第一号	第三の三	<p>③特定健康診査等の実施方法</p>	<p>● 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間</p> <p>● 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用</p> <p>● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法</p> <p>● 事業者健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法</p> <p>● 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法</p> <p>● 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等</p>
第2項 第三号	第三の四	④個人情報の保護	<p>● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等</p>
第3項	第三の五	⑤特定健康診査等実施計画の公表・周知	<p>● 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法</p> <p>● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法</p>
第2項 第三号	第三の六	⑥特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	<p>● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方</p>
	第三の七	⑦その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	

第三期からの見直しのポイント①

特定保健指導の運用の見直し

- ①特定保健指導の実績評価時期：現行6ヶ月後→**3ヶ月後でも可**とする
- ②初回面接と実績評価の**同一機関要件の廃止**
- ③健診当日に結果が揃わなくても、**初回面接の分割実施**を可能とする
 - ※1 腹囲・体重、血圧、質問票の結果等から、対象者に当日から保健指導に着手。後日、全ての健診結果を踏まえ、電話等で行動計画を完成する方法を可とする。
 - ※2 健診当日の着手により、受診者の利便性も向上。産業医・産業保健師との連携も進む
- ④**2年連続して積極的支援**に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善※していれば、2年目の特定保健指導は、**動機付け支援相当で可**
 - ※ BMI30未満:腹囲1 cm以上かつ体重1 kg以上、BMI30以上:腹囲2 cm以上かつ体重2 kg以上
- ⑤積極的支援の対象者への**柔軟な運用でのモデル実施**の導入。
保健指導の投入量ではなく、3ヶ月後に改善※しているかどうかで評価・報告
 - ※ 腹囲2 cm以上かつ体重2 kg以上（体重に0.024を乗じた体重以上、かつ同値の腹囲以上）
- ⑥**通信技術活用した初回面接**（遠隔面接）の事前届出を廃止（2017年度～）
 - ※テレビ電話・タブレット等での初回面接は現在も可能。導入実績あり。更に導入を促進。

第三期からの見直しのポイント②

特定健診の項目の追加

- ① 糖尿病性腎症の重症化予防を推進するため、詳細健診（医師が必要と認める場合に実施）に「血清クレアチニン検査」を追加
- ② 歯科口腔の保健指導や受診勧奨の端緒となるよう、質問票に「食事をかんで食べる時の状態」に関する質問を追加

その他の運用の改善

- ① かかりつけ医で実施された検査データを、本人同意のもと特定健診データとして活用できるようルールの整備（健診の実施日が複数日にまたがる場合、医師の総合判断日の3ヶ月以内のデータとする等）
- ② 被用者保険から市町村国保に、特定健診・保健指導の実施を委託できるよう、保険者間の再委託の手続等を提示（→被扶養者等の実施率向上が期待）
- ③ 初回面接のグループ支援の運用緩和

※対象者数に応じた対応が現場で可能となるよう、現行の1グループ「8人以下」を「おおむね8人以下」、「80分以上」を「おおむね80分以上」とする。初回面接を分割実施した場合、2回目の初回面接は、1回目の内容に応じて実施するので、この運用に留意する必要もない。

第3期計画期間における保険者の実施目標

- 保険者種別毎の目標については、直近の実績値である平成26年度の実績状況等を考慮し、次のとおりとする。

保険者種別	実施率	
	特定健診	特定保健指導
全国目標	70%以上	45%以上
市町村国保	60%以上	60%以上
国保組合	70%以上	30%以上
全国健康保険協会 (船保)	65%以上 (65%以上)	35%以上 (30%以上)
単一健保	90%以上	55%以上
総合健保・私学共済	85%以上	30%以上
共済組合(私学共済除く)	90%以上	45%以上

特定健康診査等実施計画とデータヘルス計画の関係

Q：特定健康診査等実施計画とデータヘルス計画を一体的に作成してよいのでしょうか？また、一体的に作成する場合の注意点は？

A：特定健康診査等実施計画と医療保健各法に基づく保健事業の実施等に関する指針により作成される「保健事業の実施計画（データヘルス計画）」は、計画期間が一致する場合には一体的に作成することが可能です。

データヘルス計画の一部として特定健診等実施計画を作成する場合は、特定健診等実施計画を単体で公表することができるよう、例えば章を分けるなど構成を工夫してください。

保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き〈国保・後期広域〉

保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き

（平成29年9月8日改正）

1. 計画の基本的事項

- (1) 背景・目的
- (2) 計画の位置付け
- (3) 関係者が果たすべき役割
 - ①実施主体・関係部局の役割
 - ②外部有識者等の役割
 - ③被保険者の役割

2. 計画に記載すべき事項

- (1) 基本的事項
 - ①計画の趣旨
 - ②計画期間
 - ③実施体制・関係者連携
- (2) 現状の整理
 - ①保険者等の特性
 - ②前期計画等に係る考察
- (3) 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出
- (4) 目標
- (5) 保健事業の内容
- (6) 計画の評価・見直し
- (7) 計画の公表・周知
- (8) 個人情報の取扱い
- (9) 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

3. 国からの支援等

- (1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等
- (2) 国保ヘルスアップ事業等
- (3) 保険者努力支援制度等の保険者インセンティブ

厚生労働省ホームページ

ホーム＞政策について

＞審議会・研究会等

＞保険局が実施する検討会等

＞データヘルス計画（国保・後期広域）の
在り方に関する検討会

＞保健事業の実施計画（データヘルス計画）
策定の手引きの改正について

保険局国民健康保険課・高齢者医療課
03-5253-1111(内線3263)

保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引きの改正について

保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引きが改正されましたので、公表いたします。

[保健事業の実施計画\(データヘルス計画\)策定の手引き\(PDF:298KB\)](#)

[データヘルス計画策定チェックリスト\(PDF:131KB\)](#)

[データヘルス計画\(国保・後期広域\)の在り方に関する検討会の概要\(PDF:155KB\)](#)

データヘルス計画作成の手引き（改訂版）

データヘルス計画 作成の手引き (改訂版)

厚生労働省 保険局
健康保険組合連合会

平成29年9月

- 厚生労働省ホームページ
- ホーム > 政策について
- > 分野別の政策一覧
- > 健康・医療 > 医療保険
- > 医療保険者によるデータヘルス/予防・健康づくり
- > データヘルス計画作成の手引き

データヘルス計画作成の手引き(改訂版) 平成29年9月

平成29年9月に「データヘルス計画作成の手引き」の改訂を行いました。

「データヘルス計画作成の手引き(改訂版)」は、第2期データヘルス計画の策定に際し、健康保険組合が第1期から得られた知見や課題を踏まえて、より質の高い計画を作成し、PDCAサイクルによって保健事業の実効性を高めることを目的としています。

[データヘルス計画作成の手引き\(改訂版\)](#) [9,362KB]

関連資料

- 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03d.html>
- 標準的な健診・保健指導に関するプログラム（改訂版）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu/index.html
- 第三期特定健康診査等実施計画期間（平成30年度～35年度）における特定健診・保健指導の運用の見直しについて（議論のまとめ）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000133197.html>
- 保険者による健診・保健指導等に関する検討会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken.html?tid=129197>
- 平成27年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 【保険者種別実施率】
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173202.html>
- 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ【都道府県別実施率】
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info02a-2.html>
- 第2回NDBオープンデータ【都道府県別、性年齢階級別健診結果等】
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177221.html>
- 特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ（平成27年度に実施した分析について）【5年間の検査値の改善効果、外来医療費】
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000121287.html>
- 特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ 標準的な質問票の分析に関する中間報告【質問票の分析】
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146385.html>



分野別の情報

健康・医療

キーワード

- 医療保険
- 食品
- 水道
- 麻しん
- 医薬品・医療機器
- ジカウイルス感染症
- その他の情報はこちら



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

調べたい語句を入力してください 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

0157にご注意下さい!!

- 一億総活躍社会
- 新たに年金を受けとれる方が増えます 社会保険の加入対象の拡大
- 待機児童対策
- 社会保障制度改革
- 働き方改革
- 受動喫煙防止対策

新着情報

RSS RSSについて 新着情報一覧

- 審議会等 中央社会保険医療協議会の開催について
- 採用情報 採用情報(総合職事務系)の更新
- その他 「養育費・面会交流相談支援センター事業民間競争入札実施要項(案)」に関する意見募集について
- 採用情報 総合職試験(技術系区分)
- 報道発表 「平成29年版過労死等防止対策白書」を公表します～過労死等の現状や過労死等防止対策の取組状況に加え、過労死等の実態解明のための調査研究結果について取りまとめました～

分野別の情報

- 健康・医療
 - キーワード
 - 医療保険
 - 食品
 - 水道
 - 麻しん
- 子ども・子育て
 - キーワード
 - くるみんマーク
 - 里親制度
 - 児童扶養手当
 - その他の情報はこちら
- 福祉・介護
 - キーワード
 - 自殺対策
 - 認知症サポーター
 - 生活保護・福祉一般
 - その他の情報はこちら

フォトレポート

9月20日
厚生労働省 共有第7会議室
腸管出血性大腸菌感染症・食中毒
打合せ等会議

フォトレポート一覧

Close-up クローズアップ 厚生労働省

感染症情報

- 海外における感染症の発生状況
- 鳥インフルエンザ(H7N9)
- 海外での感染症予防

確認じゃ! 臨時福祉給付金 (経済対策分)

対象者の方に 15,000円

災害情報

[テーマ別に探す](#)
[報道・広報](#)
[政策について](#)
[厚生労働省について](#)
[統計情報・白書](#)
[所管の法令等](#)
[申請・募集・情報公開](#)
[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療保険](#)
[健康・医療](#)

医療保険

[重要なお知らせ](#)
[施策情報](#)
[関連審議会・検討会等](#)
[政策分野関連情報](#)

医療保険制度の長期安定を目指して

国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきた日本。少子高齢化、経済情勢の変化に対応し、これからも持続可能な公的医療保険制度を目指します。



政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

施策情報

- [平成27年持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律について](#)
- [医療保険者によるデータヘルス/予防・健康づくり](#)
- [我が国の医療保険について](#)
- [高齢者医療制度](#)
- [医療保障制度に関する国際関係資料について](#)
- [柔道整復師等の施術にかかる療養費の取扱いについて](#)
- [医療と介護の一体的な改革](#)
- [保険診療における指導・監査](#)
- [「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表I及び「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表II」について](#)
- [平成25年健康保険法等の一部を改正する法律について](#)
- [平成24年国民健康保険法の一部を改正する法律について](#)
- [平成22年国民健康保険等の一部改正について](#)
- [平成18年健康保険法等の一部改正について](#)
- [「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」\(平成15年3月28日閣議決定\)](#)
- [保険医療機関等管理システムの抜本的見直しに向けた基本方針書](#)
- [特定健診・特定保健指導について](#)



「特定健診・特定保健指導のホームページ」

1. 関連資料
2. 各種データ
3. 関係法令
4. 関係通知、Q&A
5. 事例（準備中）
6. 関連検討会等
7. リンク

健康・医療

特定健診・特定保健指導について

- [重要なお知らせ](#)
- [1. 関連資料](#)
- [2. 各種データ](#)
- [3. 関係法令](#)
- [4. 関係通知、Q&A](#)
- [5. 事例](#)
- [6. 関連検討会等](#)
- [7. リンク](#)

生活習慣病は、一人一人が、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことが重要です。1年に一度、特定健診を受診し、生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を受けましょう。



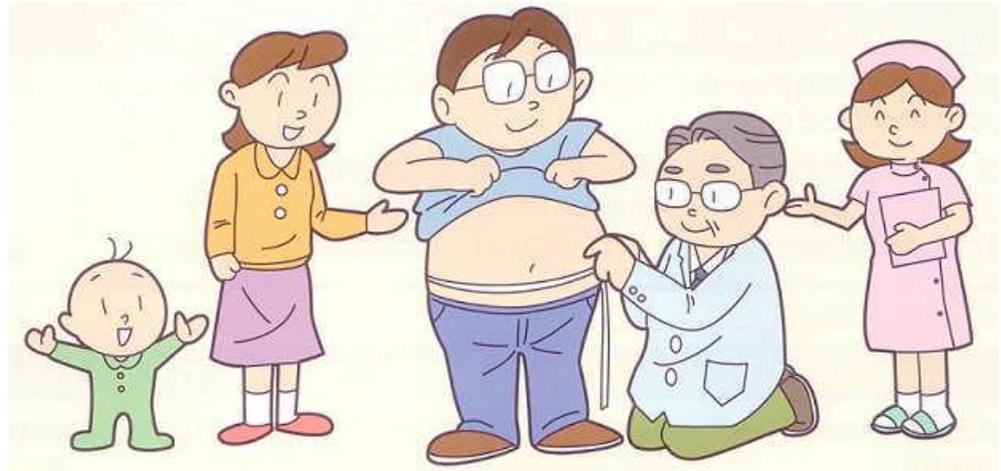
第三期の見直しに関する通知等は、
発出次第こちらにアップしています。

運用にあたっては、「手引き」と「プログラム」をよくよくご確認ください。

- 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き
- 標準的な健診・保健指導プログラム

※上記HPの「1. 関連資料」からリンクしています。

參考資料



第三期における特定健康診査の検査項目

第3期

<p>対象者</p>	<p>実施年度中に40-75歳に達する加入者(被保険者・被扶養者) 実施年度を通じて加入している(年度途中に加入・脱退がない)者 除外規定(妊産婦・刑務所服役中・長期入院・海外在住等)に該当しない者 ※年度途中に75歳に達する加入者は、75歳に到達するまでの間が対象</p>
<p>基本的な健診の項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問票(服薬歴、喫煙歴 等) ○ 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) ○ 理学的検査(身体診察) ○ 血圧測定 ○ 血液検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール*1) ・ 血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖*2) ・ 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ○ 検尿(尿糖、尿蛋白)
<p>詳細な健診の項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心電図検査 ○ 眼底検査 ○ 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値) ○ 血清クレアチニン検査 <p>※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施</p>

*1: 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合には、LDLコレステロールに代えてnon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価してもよい。

*2: やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食10時間以上、食直後とは食事開始時から3.5時間未満とする。

(1) 12誘導心電図

- 当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

(2) 眼底検査

- 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者*

①血圧	a	収縮期血圧	140mmHg以上
	b	拡張期血圧	90mmHg以上
②血糖	a	空腹時血糖	126mg/dl以上
	b	HbA1c(NGSP)	6.5%以上
	c	随時血糖	126mg/dl以上

* 眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち、(2)①のうちa、bのいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の結果が(2)②のうちa、b、cのいずれかの基準に該当した者も含む。

(3) 貧血検査

- 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

(4) 血清クレアチニン検査

- 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者

①血圧	a	収縮期血圧	130mmHg以上
	b	拡張期血圧	85mmHg以上
②血糖	a	空腹時血糖	100mg/dl以上
	b	HbA1c(NGSP)	5.6%以上
	c	随時血糖	100mg/dl以上

定期健康診断と特定健診の必須項目

第3期

		高齢者医療確保法 (実施基準第2条)	労働安全衛生法 (定期健康診断)
診察	既往歴	○	○
	(うち服薬歴)	○	※
	(うち喫煙歴)	○	※
	業務歴		○
	自覚症状	○	○
	他覚症状	○	○
身体計測	身長	○	○注1)
	体重	○	○
	腹囲	○	○注2)
	BMI	○	○注3)
血圧等	血圧	○	○
肝機能検査	GOT (AST)	○	○
	GPT (ALT)	○	○
	GTP (γ-GT)	○	○
血中脂質検査	中性脂肪	○	○
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール	○注4)	○注4)
血糖検査	空腹時血糖	●	●
	HbA1c	●	□注5)
	随時血糖	●注6)	●注7)
尿検査	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値	□	
	血色素量	□	○
	赤血球数	□	○
	心電図検査	□	○
	眼底検査	□	
	血清クレアチニン検査 (eGFR)	□	□注5)
	視力		○
	聴力		○
	胸部エックス線検査		○
	喀痰検査		○注8)

注:労働安全衛生法に基づく定期健康診断は、40歳以上における取扱いについて記載している。

○…必須項目

●…いずれかの項目の実施で可

□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

※…必須ではないが、聴取の実施について協力依頼

注1) 医師が必要でないと認めるときは省略可

注2) 以下の者については医師が必要でないと認めるときは省略可

1 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの

2 BMI (次の算式により算出したものをいう。以下同じ。)が20未満である者

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMIが22未満の者に限る。)

注3) 算出可

注4) 中性脂肪 (血清トリグリセライド) が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロールで評価を行うことができる。

注5) 医師が必要と認めた場合には実施することが望ましい項目

注6) やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c (NGSP値) を測定しない場合は、食直後 (食事開始時から3.5時間未満) を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

注7) 検査値を特定健康診査に活用する場合には、食直後の採血は避けることが必要

注8) 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師が必要でないと認めるときは省略可

特定保健指導対象者の選定基準

1. 検査値により、保健指導判定値を超えている場合、以下の分類により、必要となる保健指導の種類が自動的に判定される。
2. 但し、必ずしも、自動判定の通りとなるのではなく、医師が全ての検査項目の結果から総合的に判断し、保健指導とすべきか、医療機関への受療とすべきかを判定する。
3. その上で、保健指導対象者となった者のリストから、医療保険者にて、リスト全員に実施するのか、優先順位をつけ(重点化)絞り込むかを判断し、最終決定した対象者に保健指導の案内(利用券の送付等)を行う。

＜保健指導判定値＞

- ①血糖 a 空腹時血糖(やむを得ない場合は随時血糖*)100mg/dl以上 又は b HbA1cの場合 5.6%
- ②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満
- ③血圧 a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上
- ④質問票 喫煙歴あり (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

*やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食10時間以上、食直後とは食事開始時から3.5時間未満とする。

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質 ③血糖		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当		あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当		/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当		あり なし		
	1つ該当		/		

※ 前期高齢者(65歳以上75歳未満)については、積極的支援の対象となった場合でも動機付け支援とする。

<特定保健指導の基準>

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外でBMI ≥25	3つ該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

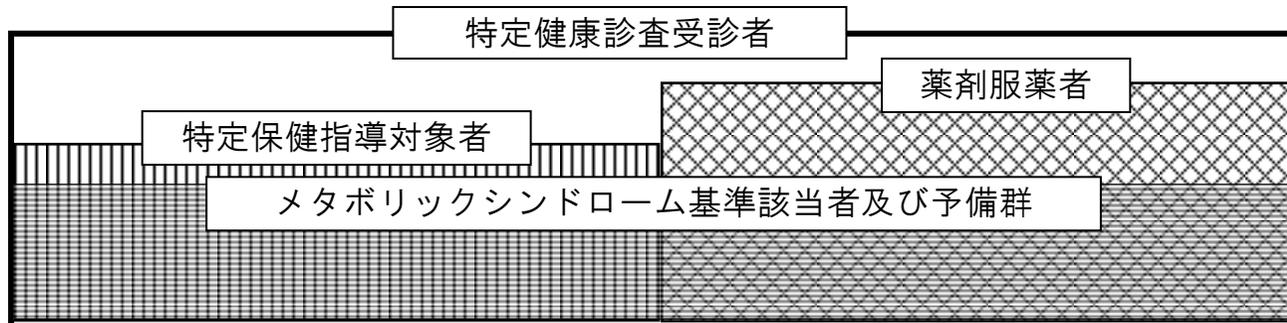
- * ①血糖：空腹時血糖100mg/dl以上、またはHbA1c (NGSP値) 5.6%以上、やむを得ない場合は随時血糖100mg/dl以上
- * ②脂質：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、③血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上

<メタボリックシンドロームの判定基準>

腹囲	追加リスク	
	①血糖 ②脂質 ③血圧	
≥85cm (男性)	2つ以上該当	メタボリックシンドローム基準該当者
≥90cm (女性)	1つ該当	メタボリックシンドローム予備群該当者

- * ①血糖：空腹時血糖110mg/dl以上、②脂質：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、③血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上
- * 高TG血症、低HDL-C血症、高血圧、糖尿病に対する薬剤治療を受けている場合は、それぞれの項目に含める。

<メタボリックシンドローム基準該当者及び予備群と特定保健指導対象者の関係>



* メタボリックシンドロームには、薬剤服薬者が含まれるほか、血糖値の基準が若干異なる。

積極的支援対象者

動機付け支援対象者

① 初回面接

保健師等の面接支援（個別・グループ）により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てる。

②-1：3ヵ月以上の継続的支援

「動機づけ支援」に加えて、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、保健師等の支援の下、目標達成へ向けた実践（行動）に取り組む。（180ポイント必須）

＜取組の例＞

- 【習慣づけ】体重・腹囲等測定の実践と記録
- 【食生活】食事記録、栄養教室への参加
- 【運動】運動記録、ストレッチ体操やウォーキング等の実施

②-2：モデル実施

ポイント制の在り方や、生活習慣病の改善効果を得られる目安等を検討するために、柔軟な運用による特定保健指導を実施。（ポイントに関係なく実施できる）（注2）

＜条件＞

- ①初回面接と実績評価を行っている
- ②実績評価の時点で当該年度の健診結果に比べて腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg（又は当該年度の健診時の体重の値に、0.024を乗じた体重（kg）以上かつ同体重と同じ値の腹囲（cm）以上減少している
- ③喫煙者に対して禁煙指導を実施している
- ③実施した支援内容を報告する

②-3：動機付け支援相当

＜対象者の条件＞

- ①前年度に積極的支援に該当し、3ヶ月以上の継続的支援を含む積極的支援を終了
- ②当該年度の健診結果が前年度の健診結果に比べて、腹囲1cm以上・体重1kg以上減少（BMI<30）、腹囲2cm以上・体重2kg以上減少（BMI≥30）

③ 行動計画の実績評価…保健師等による3ヵ月後評価

注1) 積極的支援における実績評価は、継続的支援の最終回と一体的に実施してもよい。

注2) 腹囲及び体重が当該年度の健診結果に比べて改善していない場合、追加支援を実施し180ポイント以上に達すれば、積極的支援を実施したこととする。

第三期から、積極的支援対象者に対する支援方法として、新たに「動機付け支援相当」と「モデル実施」とが位置付く。

次年度 健診結果による評価